

住宅取得支援事業

住宅取得支援事業は、中心市街地の活性化を図ることを目的として、亀山市立地適正化計画に位置付ける居住誘導区域を範囲として、居住誘導区域外に居住されている方が、居住誘導区域内の住宅を取得し、居住される方に対し、住宅取得費の一部（新築住宅：上限20万円、中古住宅：上限10万円）を補助するものです。

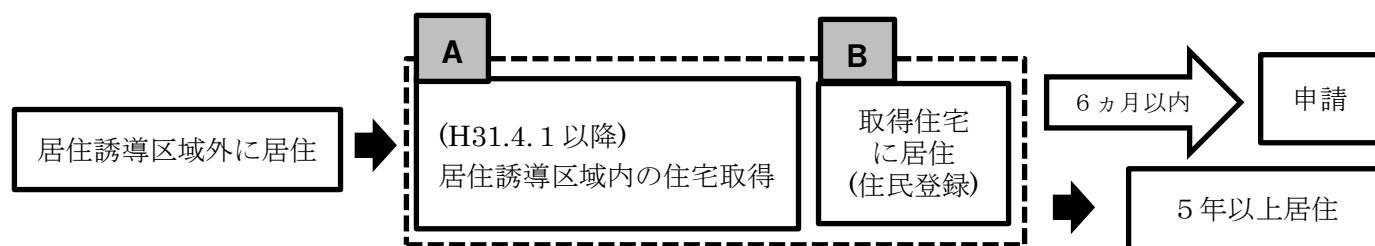
さらには、子育て世帯の定着を図っていくことを目的として、子育て世帯には上乗せ支援（新築住宅：上限10万円、中古住宅：上限5万円）を行うものです。

【対象住宅（すべてに該当）】

- 亀山市立地適正化計画に位置付ける居住誘導区域内にある住宅
- 一戸建て住宅
- 購入する住宅（相続、贈与は対象外）

【対象者（すべてに該当）】

- 平成31年4月1日以降に居住誘導区域内の住宅を取得・・・【A】
- 居住誘導区域内の取得住宅に居住（住民票登録）・・・【B】
- A・Bの前、居住誘導区域外に居住
- A・Bの後、6ヵ月以内申請
- A・Bの後、5年以上居住の意思がある者



【補助金額】

- 新築住宅：住宅取得額の1%（上限20万円）
子育て加算：住宅取得額の0.5%（上限10万円）
- 中古住宅：住宅取得額の1%（上限10万円）
子育て加算：住宅取得額の0.5%（上限5万円）

※子育て加算：中学生以下の子がいる世帯

【問合せ先】

○亀山市 産業建設部 都市整備課 住まい推進グループ 電話 84-5038

【令和元年度】14件（交付済み）

新築+子育て加算：11件
新築：2件
中古：1件
合計 375万円

【令和2年度】7件（交付済み）

新築+子育て加算：6件
中古：1件
計 200万円
(9月補正) 17件（見込み） 計 400万円
24件 合計 600万円

(居住誘導区域)

